

第 4 0 6 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 7 年 1 月 3 0 日

第 4 0 6 回 香 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

- 1 . 開 催 年 月 日 令 和 7 年 1 月 3 0 日
 1 3 時 5 7 分 ~ 1 4 時 5 4 分

- 2 . 開 催 場 所 高 松 市 サ ン ポ ー ト 1 番 1 号
 高 松 港 旅 客 タ ー ミ ナ ル ビ ル 7 階 会 議 室

- 3 . 出 席 し た 委 員
 会 長 北 尾 登 史 郎
 委 員 橋 本 時 雄
 " 山 本 浩 智
 " 北 野 廣 治
 " 三 木 正 幸
 " 小 見 山 秀 基
 " 森 勝 喜
 " 松 本 伊 三 郎
 " 大 北 永 吏
 " 嶋 野 勝 路
 " 松 本 悟
 " 筒 井 由 果

- 4 . 関 係 列 席 者 (水 産 課 、 事 務 局)
 事 務 局 長 兼 漁 業 調 整 室 長 植 田 豊
 室 長 補 佐 兼 事 務 局 次 長 藤 原 宗 弘
 室 長 補 佐 兼 事 務 局 次 長 大 山 憲 一
 副 主 幹 小 林 武
 副 主 幹 赤 井 紀 子
 主 任 湯 谷 篤
 主 任 秦 正 樹
 技 師 丸 山 俊 輔

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「令和6年度の連合海区漁業調整委員会の開催について」

内容について事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に橋本委員と嶋野委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは早速議事に入らせていただきます。「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」知事から諮問があります。事務局から説明願います。

〔湯谷主任〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

この件につきまして、何かご意見等ございますか。

〔松本^伊委員〕

西讃で、さわら流しさし網をやっていますが、実際問題、西讃でもマグロが揚がっているような状況で、ほぼ全部放流したという感じです。データに載っていないですが西の海まで来るということは、大型魚も獲れるのではないですか。今後も、今までどおり獲れたものは全部放流するという事ですか。

〔湯谷主任〕

基本的に本県は、混獲魚ということで、狙ってクロマグロを獲っていないという位置付けですので、少なくとも現状は基本的に採捕したら再放流していただくということで国からも指導されています。

〔松本^伊委員〕

今の漁獲状況を見たら、減ることはないのではないかと感じています。

〔北野委員〕

去年は、込網でも、（クロマグロが）漁獲されていたと思います。

〔松本^伊委員〕

もう春だけで枠はいっぱいになるのではないですか。

〔北野委員〕

込網も市場に出荷していますが、データには出てないではないですか。

〔森委員〕

実際には、数はもっと獲れているのではないですか。釣りもたくさん釣っています。釣りだと、釣れた時点でもう死んでいます。

〔松本伊委員〕

最後は大きいサイズも増えてくるのではないですか。

〔湯谷主任〕

クロマグロの漁獲についてはTAC対象業種ということで報告が義務化されていますので、そういった漁獲が浜であるなら、県に報告いただければと思います。

〔小見山委員〕

釣りはどれだけ釣れても持って帰れます。そういうデータが入っていません。漁師だけのデータです。

〔湯谷主任〕

遊漁の小型魚については、一切採捕してはならないという規定になっていますのでそもそも釣っているということがあれば、取り締まりの対象になります。

〔北野委員〕

やがて環境が変わったら（漁獲が増えてきたら）、こんなトン数では収まらないようになります。（ブリについては）寒ブリが獲れる地域の話です。ハマチはいてもブリは内海（ないかい）にいません。ただ最近では、貯木場の沖で、多い人は10本も15本も釣っています。

〔松本伊委員〕

マグロの腹を裂けば、イワシがいっぱいいます。マグロに来てもらっては困ります。

〔北野委員〕

ブリはコノシロを追って川の中まで入ってきます。川の中で釣っています。

〔植田室長〕

今ブリの話が出てますが、ブリはこの4月からTAC対象として全国一系群として当てはめられることになります。ただ、うちの県の場合は、全国的に見たら全然漁獲量は少ないので、現行水準になる予定です。

〔北野委員〕

この冬、一般の人が釣った分は、TACに上がってないのではないですか。

〔植田室長〕

そこは課題です。

〔北尾会長〕

その他何かございますか。

〔湯谷主任〕

補足ですが、今クロマグロがかなり獲れているという話がありました。全国的に見て太平洋系群のクロマグロは、資源的に増えている状況です。クロマグロは、国際的に管理していて、日本の枠が決まっています。来期の令和7管理年度は全国の枠が従来より増えて、本県の割り当ても増える予定になっています。具体的に言うと、小型魚が1トン、大型魚が2トンという数字です。次回3月の海区委員会で、その7管理年度の漁獲枠について、ご審議いただくことになると思いますので、前もってお知らせしておきます。

〔北尾会長〕

来年小型魚が1トンになったら、今年のペースであればもう変更が必要ないということですか。

〔湯谷主任〕

手続は必要なくなるかもしれません。

〔北尾会長〕

この件につきまして、よろしいでしょうか。そうしましたら、クロマグロの管理漁獲可能量の変更については適当である旨回答してよろしいですか。

〔委員一同〕

はい。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。

続きまして「令和6年度の連合海区漁業調整委員会の開催について」事務局の説明をお願いします。

〔小林副主幹〕

(資料2-1, 2-2に基づいて説明)

今のところ、出席できない委員さんはいらっしゃいますか。

〔橋本委員〕

欠席します。

〔北尾会長〕

他は皆さん出られますか。

〔委員一同〕

はい。

〔小林副主幹〕

議事録署名人ですが、岡山連合委は森委員に、愛媛連合委は松本(伊)委員に、広島連合海区は嶋野委員をお願いします。

〔北尾会長〕

県の事前協議では、岡山・香川連合委につきましては、協定内容については変更なしということですが、香川県の底曳網が岡山の相互入会を超えた範囲に来ているような苦情もあるようでございます。

〔北野委員〕

(苦情の元は)小見山委員のところしかないのではないですか。

〔小見山委員〕

個人的に、岡山海区の会長さんから話を受けたことがあります。笠岡諸島から苦情が出ているということですが、相互入会の範囲はどこまでなのですか。保安部から検挙されるような場所ではないと思います。岡山県も島と島を超えない程度までは来ていると思うので、そこはお互い様だと思います。今までも相互エリアになっていました。塩飽からしばらく行ってなかったの、最近行くようになり目に着くようになったのだと思います。話をするにしても、行けない場所ではないと思われるので、注意のしようがありません。目立たないようにやれよというぐらいしか注意をしていません。行けないエリアなら、誰も行かんと思いますが、やれない範囲ではないと思います。県はどのように考えていますか。

〔植田室長〕

当時協定内容について協議をした時に、相互入会については、香川県から、ある程度

県境のところから、どこまでというような線を引くかという話もしたのですが、岡山県がそれは対応できないとのことでした。どこまでかというのは明確にはなっていないので、話し合いをしないといけないと思っています。

〔小見山委員〕

県境から何メートルとかいう線を引いたら、お互いが入れなくなります。これはどちらも望んでないと思います。岡山県から言ってきているということは、いずれ線を引かないといけないかもしれません。

〔北尾会長〕

ただ、連合海区では、特に話は出さないということなので、水面下で話をまとめていただけたらと思います。岡山・香川連合委についてはよろしいでしょうか。

〔委員一同〕

はい。

〔北尾会長〕

愛媛・香川連合委ですが、かに建てについては、毎年愛媛の事務局から報告事項で言及があったのですが、最近、特段問題がないので、今回はもう言及もないということでございます。

〔松本^伊委員〕

カニが増えてきたら、また話が出てくるでしょうけど、今のところはないです。

〔北尾会長〕

広島・香川連合委については、特段意見はなかったようですが、イイダコの資源管理については何かありますか。

〔小林副主幹〕

一昨年、広島の濱松委員から、イイダコについての質問があったということで、ひょっとしたら聞くかもしれないという話がありました。

〔北尾会長〕

はい。ありがとうございます。

〔小見山委員〕

これは広島から来ている遊漁船の話ですか。

〔植田室長〕

広島県でも遊漁に関して苦慮しており、香川県がいろいろイイダコに関して取り組んでいるので、何か参考になることがあればまた教えて欲しいとのことでした。

〔小見山委員〕

広島県もそういう取り組みをしたいということですか。

〔植田室長〕

そうです。広島県もだいたい遊漁の問題があるようです。

〔北尾会長〕

連合海区についてはよろしいでしょうか。また皆さん、万障繰り合わせて出席をお願いします。その他でございますが、事務局何かございますか。

〔小林副主幹〕

次回の海区委員会を3月に開催しようと思っています。なかなか日程が、調整できず

複数の案をお示しすることできません。3月10日月曜日の14時からこの場所をお願いしたいと思っております。

〔北尾会長〕

それでは、次回は3月10日の14時からということで予定いただけたらと思います。そのほかありますか。

〔北野委員〕

イイダコについて、口でばかり言っても仕方がないので、香川県は遊漁を許可制にしたらどうですか。釣りを全部止めるとなったら難しいでしょうから、許可制にしたら遊漁には許可を出さないの、入れないということになります。

〔植田室長〕

遊漁を規制しているのは許可の部分ではありません。調整規則で、遊漁のできる漁法として、たも網とか釣りとかいうのがあって、平成3年に、たこ釣りを規制していたのを、まだこ釣りだけにして、残りの遊漁は自由にしたのです。それが遊漁に対するものです。一方、漁業者に対しては、ずっとたこ釣り許可が残っていたのですが、遊漁は解放しているのに、どうして漁業者は制限を受けなければいけないのかという話になり、平成12年の調整規則の改正のときに、たこ釣りをまだこ釣りに変えたのです。それまで手長だこ釣りといいだこ釣りの許可があったのですが自由漁業にしました。

〔北野委員〕

引き上げたのは、その件を説明して引き上げたのではなくて、いいだこ釣りで食べている漁師がないということで、許可を引き上げさせてくれということで引き上げたのです。

〔山本委員〕

あの頃と今は、プレジャーボートの数が全然違うではないですか。

〔植田室長〕

許可制にしてくれという話は、結局漁業者にしかかからないのです。遊漁は止められないと思います。

〔北野委員〕

許可制にしたら、香川県の海面では釣れないのではないですか。

〔植田室長〕

漁業者が獲れなくなります。

〔山本委員〕

(当時は)イイダコの許可は少なかったように思います。保安部が来たら逃げて、いなくなったらまたセットの中に入っていました。

〔松本^橋委員〕

さっき言われた平成3年のときは、マダコだけ規制を残したのですね。

〔小見山委員〕

そこへ、イイダコを入れたら、釣れなくなります。

〔山本委員〕

まだこの許可は皆持っていました。いいだこの許可は別物で少なかったのです。

〔北野委員〕

その時は、そういうふうには言ってないです。よその地区で釣りなどの遊漁者が多く、

遊漁者の数の方が漁業者の数より多いということで、許可を引き上げたのです。

〔松本^梧委員〕

許可ではなくて、委員会で協議して制限をかけることはできませんか。福岡なんかではやっています。

〔植田室長〕

委員会指示ですか。

〔小見山委員〕

制限というか、マダコと同じように、イイダコもオオダコも・・・

〔松本^梧委員〕

いきなり許可でズバッとするのは、ちょっとまだハードルが高いと思います。

〔北野委員〕

水産課はイイダコのふ化ができたことを喜ぶより、それをする方が早いと思います。

〔山本委員〕

朝、志度湾に行くと、毎日曳き釣りが漁師の何倍もいます。海苔船の前で止まっています。いいだこ釣りにしても道具がものすごくいいです。何を釣りに行ってるのかと尋ねるとタイラバに行くと言っています。ハマチ釣りも定置のコノシロを買いに来ます。ブリを釣るためにイカも買いに来ます。ちょっとこれは懲らしめないと海の秩序が乱れて、全然獲れんようになります。遊漁者相手に、お前そんなのいかんだろうと言っても、何でいかんのやと言われます。最後には喧嘩になります。何も考えず、海苔の施設の中を走り回ります。

〔大山室長補佐〕

いいだこ釣りの遊漁の話が今松本^梧委員からありましたけど、9月1日から10月15日までの午前中が釣りの期間ということで、遊漁者の方をお願いしております。取組みを検討するときに、今の危機的な資源の状況というのがあるので、3年ぐらいは休漁すべきという意見もありました。

〔山本委員〕

県外の話ですが、毛ガニなどは3年間、禁漁にしたらみんな獲りません。獲ったら密漁になるからです。ちょっと増えたときは獲らせています。漁師は獲ったらいかん、遊漁はある程度獲ってもいい、自由漁業やというのはちょっとおかしいと思います。いけないのだったらいけないときちっと、締め上げないといけないと思います。マナーもルールも何も知りません。

〔小見山委員〕

イイダコの取組みは何年目ですか。

〔大山室長補佐〕

今2年目です。

〔小見山委員〕

2年やったのですから、今年からもう全面禁止で3年間我慢してくださいとお願いしてみたらどうですか。

〔大山室長補佐〕

底曳の水揚げを市場で見ていると、今年のイイダコは、少しずつ漁獲されていると思

います。

〔小見山委員〕

漁師は獲れないのではないですか。いや、うちの漁師は抜いていると聞いています。

〔大山室長補佐〕

それは底曳漁業者も時期を決めて、8～9月とか、庵治だったら12月の半ばまでイイダコは再放流するということで取り組んでいます。

〔北野委員〕

また、回復したら獲らせてあげたらいいと思います。

〔山本委員〕

イイダコなんか増えるのですか。

〔大山室長補佐〕

放流で増えるかどうかはありますが、去年よりは今年の方が底曳での水揚げは上がっているような感じはしています。

〔松本_橋委員〕

私達がマリーナ関係を回って感じることは、遊漁者は去年から今年にかけての制限を気にして自粛しています。漁師さんももちろん自粛をしています。だから、それなりに効果はあるものと思います。しかし、お願いベースですから、そんなこと知るかという者もたくさんいるわけです。何で自県の者が我慢して、県外を野放しにしなければならないのかいうのもあります。海区委員会でも、福岡のように制限を強化したらどうかと思います。いきなりというのは難しいですが、検討すればどうでしょうか。

〔山本委員〕

あなた方の認識としては、モーターボートというのは、遊漁というのか、プレジャーボートというのか、どっちなのですか。我々の認識では、遊漁といえば、お客さんに乗せて、組合や組織に入っている人を言っています。

〔大山室長補佐〕

それを私らは、「遊漁船業」と言っています。

〔山本委員〕

私らはよく注意したりするのですが、プレジャーボートの人がほとんどで、遊漁船業の人はいません。私らはプレジャーボートを遊漁と呼んでいて、非常にマナーが悪い。免許を取るときに、漁業施設があるということは講習で習っているだろうと思うのですが、「どこにあるのですか。」、「それいったい何ですか。」という感じです。航路筋は入ったらいけないとは言いませんが、ここから漁業権がありますといっても、航路筋というのを全然知りません。まだ遊漁船業の方は組織に入っているからか、知っています。

〔植田室長〕

そうですね。今言われた遊漁、我々は遊漁船業と呼んでる人、商売でやっている人はすごく協力的で、そのイイダコの話も、その遊漁船業の人が中心になって、いろいろ声をかけてくれました。

〔山本委員〕

うちの組合は遊漁の人はほとんどいません。遊漁といっても准組合員の人がそれに当たるのかもしれませんが、遊漁ではありません。はっきり言って遊びです。その人達は

さわらひき釣りぐらいしかありませんけど、未だにヒラメを引っかけています。

〔橋本委員〕

ヒラメも曳き釣り許可があるのですか。

〔大山室長補佐〕

ありません。

〔橋本委員〕

堂々と、私達の前で、釣りをしています。

〔山本委員〕

この前も引っ張りまわしています。保安部も全然、捕まえようとしません。漁師だけしか捕まえません。

〔大山室長補佐〕

プレジャーボートの方についても、マナーを周知指導していきます。

〔山本委員〕

准組合員は、さわらの曳き釣りなどをしてはいますが、漁協に入っておけば何でもできると思っているようです。

〔北野委員〕

曳き釣りはできるのではないですか。

〔山本委員〕

曳き釣りとかできますが、サワラぐらいです。冬場はできなくて引っ張りまわしています。土日曜のプレジャーボートの数はすごく多いです。水曜日が多いです。水曜日は会社が休みのところが多いのかもしれない。連休もすごく多いです。

〔小見山委員〕

来ているのは同じ船です。漁師より多く獲っているのではないですか。

〔山本委員〕

ナマコは、罰金の金額も大きくなって、3千万も払わなくていいとは思いますが、だいぶ減りました。夏場、一般の潜っている人に罰金3千万ですよと言ったら、素潜りをしなくなりました。あれは効果があります。それぐらいのことをしないといけないと思います。

〔北野委員〕

ナマコも許可制にしたらいいのではないですか。

〔山本委員〕

ナマコの罰金が少なかったら、違反者は減っていなかったと思います。捕まったら3千万と思っています。

〔北尾会長〕

はい、いろいろご意見いただきました。

〔小見山委員〕

いつも思うのですが、県にいろいろ言っても、何の効果もないと思います。委員が何をどうやってするかをしっかりと決めてから言わないと、寝耳に水だと思います。

〔山本委員〕

ごしきややくりは捕まえられないのではないのですか。やくりはできないのですか。船が違うだけで、一緒ではないのですか。

〔植田室長〕

ことぶきとごしきだけです。やくりは業務が違います。

〔小見山委員〕

昔みたいに原動力のついた船では釣りをしたらいけませんとしたなら、一気に遊漁者が減ると思います。

〔松本_橋委員〕

捜査手法については、いろいろ時代、時代で変わるのでしょうけど、最近はドローンなども導入しています。夜間なんかはヘリで捜査をします。愛媛、広島は港を封鎖します。税務署とガソリンスタンド、燃料費を押さええます。密漁者も燃料がいるわけです。それとあぶく銭ですから、税金申告しなくていいわけですから、1,000万ぐらい稼いでいます。検挙したときには、税務署に連れていきます。県とか国にもです。仲買人も押さえるのですが、そこには資料が残っています。そういった強制調査もやっていきます。身柄も拘束し、船も押さええます。後は警察任せです。特に県外の悪質なものは絶対排除します。まず自県の漁業者、正業者を守らなければなりません。

〔山本委員〕

ナマコも、徳島で受け取りをしている業者がいるのですか。

〔松本_橋委員〕

いや、全国にいます。至るところでやっています。

〔山本委員〕

あれは密漁ですか。みんなこっちが安いからといって徳島へ掛けに行っています。

〔松本_橋委員〕

中国の名前が入っている物は、全国に広がっています。あっちこっちで買い付けをしています。これは北海道の室蘭でも、わざわざこっちも瀬戸内から船を持っていくそうです。加工場はしまなみの隠れた所にあり、全国的なネットワークがあります。だから私が現職の頃はのけぞるようなものがありました。

〔山本委員〕

あれはそうなのでしょう。もう、みんな持っていつているらしいです。ナマコなんかは淡路に仲買がいるようです。あれなんかは番号なしで売っているのではないですか。

〔松本_橋委員〕

ただやっぱりその罰則を強化することと税金、納税、そっちの方面から、仲買から押さえていきます。燃料を買わさないようにします。手足を封じられますから。

〔森委員〕

仲買が買いますから、買う業者がいるから密漁はなくなりません。

〔松本_橋委員〕

だから、そういう基礎資料はあるわけです。私も現役の頃には、ヘリまで出して、愛媛、香川、岡山、広島、山口の中四国5県は、県外を優先して徹底的に取り締まりをします。潜りの腕のいい者は九州、北海道まで遠方まで出ていくわけです。行った先で、中継地というか、自分たちの基地を持っていて、3ヶ月ぐらいペンション、マンションを借りて、そこで滞在してひと稼ぎして帰ってきて次に行きます。いろんな手口があります。

〔山本委員〕

前は多くいましたが、今では見なくなりました。まだちょっと6人ぐらいがもう背中に色がついたのがおります。

〔松本_橋委員〕

ですから、反社会的な連中は必ず強制捜査をします。身柄は拘束しますし、ガサ入れもします。

〔山本委員〕

それが3千万以下です。それが見えなくなったのは、暴力団の資金源を断つためにやったのですよね。

〔松本_橋委員〕

関係機関からそういった横断的に知恵と力を出し合わないといけません。各県の担当者がやるには限度があります。

〔山本委員〕

プレジャーボートを取り締まってもらうなり、注意してもらわないといけません。

〔松本_橋委員〕

まず、県外を押さえることです。だから、どちらかという、県外の悪質な業者に比重をかけていましたし、今でもそれは変わらないと思います。

〔小見山委員〕

香川海区委員会からプレジャーボートに対して、ああいう遊びの船は一切釣りをしてはいけませんというようなやり方はできないのですか。

〔山本委員〕

昔は、動力船は使用してはいけませんというのがあったのですが、今はいつの間にか消えているのですね。

〔植田室長〕

平成3年のときです。

〔森委員〕

いつの間にかなくなっています。そういうときは、ひと言漁業者に声をかけてもらわないといけません。

〔小見山委員〕

漁師がいなくなります。

〔松本_橋委員〕

今、国の政策としても、こういう日本国家において海でのレジャー観光、地域振興を活性化させなければいけないということで、船を持って、どんどん海で遊んでくださいというような方向付けもあるわけですから、なくすことはできません。例えば小見山委員の友達、知り合いでも船を持って遊んでいる方はたくさんいると思います。そういう人に、地域振興のためにやっぱり遊んでもらわなければいけないわけです。ある程度はそれでも制限をかけないと。

〔小見山委員〕

組合に入らない船は、釣りは禁止ぐらいにしたらいいのではないですか。組合に入ったら、管理ができるのですから。

[大山室長補佐]

そうなると、マリーナの人が困るのではないですか。

[小見山委員]

そんなことは知りません。

[松本^梧委員]

本当に社会現象で、やっぱり地域振興もしなきゃいけないので、国策として、観光もやらなければいけない。いろいろ海で遊んでもらわなければいけないと思います。

[北野委員]

お客さんを乗せなければなりませんから、遊漁の栈橋を作るのはどうでしょうか。

[松本^梧委員]

遊漁を脅かすような施策はだめです。だから、普段は100%できませんが、やる時には徹底的に懲らしめなければいけません。

[小見山委員]

徹底的にプレジャーボートを懲らしめてほしいです。

[北尾会長]

正業者がプレジャーからお金を取れるような仕組みができたらいいのですけれど。

[山本委員]

お金で売ったら、やらしてしまうのと一緒です。

[北尾会長]

うまいこと商売を考えていけば良いのではないのでしょうか。今水産庁が海業というものを推進しています。

そうしましたら、そろそろ時間になりました。本日はありがとうございました。また連合海区について、よろしく願いいたします。

それでは第406回海区漁業調整委員会を閉会します。

[閉 会 1 4 時 5 4 分]

上記は第406回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 橋 本 時 雄

署名委員 嶋 野 勝 路